

大学院修士課程の修了要件における入学前既修得単位による 在学期間の短縮に関する規程

令和3年3月3日
規程第65号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学大学院学則（平成20年4月1日規則第2号。以下「大学院学則」という。）第37条の2の規定に基づき、学生が本学大学院に入学する前に国内外の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修士課程の修了の要件となる単位として認める場合であって、当該単位の認定により本学大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認める場合の修了要件における在学期間の短縮に関し必要な事項を定める。

(在学したものとみなすことができる期間)

第2条 大学院学則第37条の2に規定する在学したものとみなすことができる期間は、修士課程の修了の要件となる単位として認められた単位数等を勘案の上、1年又は6か月間とする。

(申請手続き)

第3条 在学期間の短縮を希望する学生は、入学後定められた期日までに、所属専攻長あてに以下の書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 在学期間短縮申請書（様式第1号）
- (2) その他各コースが定める書類

2 前項の申請書を受理した専攻長は、修士課程の修了の要件となる単位として認められた単位数や研究指導に必要とする期間などを慎重に判断し、申請書を受理した日から一月以内にその結果を当該学生に通知する。

(履修の特例)

第4条 前条第2項により在学期間の短縮を認められた学生は、授業の配当年次を前倒して履修することができるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

長崎県立大学大学院
地域創生研究科〇〇専攻長 様

（申請者）
所属専攻
学籍番号
氏 名

在学期間短縮申請書

長崎県立大学大学院学則第37条の2に基づき、下記のとおり在学期間の短縮を申請します。

記

申請する在学期間の短縮期間 〇〇